

斑鳩情報開発株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、斑鳩情報開発株式会社と称し、英文では、Ikaruga Information Development Kabushiki Kaishaと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、製造および販売
2. 映像ソフトウェア、音響ソフトウェアの企画、制作、製造および販売
3. グラフィックデザイン、イラストレーションの企画、制作および販売
4. 通信ネットワークを利用した情報処理および情報提供
5. 書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物の企画、制作および販売
6. 電子機器、電子部品の企画、設計、開発、製造および販売
7. 紙類、木材、金属、硝子、石材、ゴム、合成樹脂の加工および販売
8. 広告代理業ならびに広告媒体の企画、制作、運営および管理
9. 映画、演劇、演芸、コンサート、スポーツその他各種催物の企画、制作、運営および管理
10. 売店、飲食店、宿泊施設、娯楽施設、文化教室の企画、運営および管理
11. 旅行業ならびに旅客運送業、貨物運送業および倉庫業
12. 物品賃貸業および古物売買業
13. 電気通信事業および放送事業
14. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
15. 通信ネットワークを利用した商取引および決済処理
16. 割賦販売業および信用購入斡旋業
17. 貸金業、投資業、両替業、集金代行業、資金移動業ならびに前払式支払手段の発行および販売
18. 金融商品取引業、商品先物取引業、損害保険代理業および生命保険の募集
19. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引および外国為替取引
20. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理
21. 知的財産権の実施、使用許諾および管理
22. 前各号に関連するコンサルティング
23. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県生駒郡斑鳩町に置く。

(機 関)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、1千万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、株主総会の決議に基づき、特定の株主との合意によりその有する株式の全部または一部を取得することができる。

- 2 前項の場合、当社は、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、代表取締役が行う。
- 3 当社が第1項の承認を行わない場合には、代表取締役は、指定買取人を定めることができる。

(売渡請求)

第10条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当社は、当社の株式および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日を代表取締役の決定により定める。

(募集株式の割当て)

第12条 当社は、当社の株式を引き受ける者の募集において、会社法第204条第1項の割当てに関する事項の決定を代表取締役の決定により行う。

- 2 前項の募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、当該契約の承認は、代表取締役が行う。

(募集新株予約権の割当て)

第13条 当社は、当社の新株予約権を引き受ける者の募集において、会社法第243条第1項の割当てに関する事項の決定を代表取締役の決定により行う。

- 2 前項の募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、当該契約の承認は、代表取締役が行う。

(株主名簿への記載または記録)

第14条 当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式の取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務省令で定める場合には、株式の取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求をすることができる。
- 3 当会社の株主名簿は、当会社の指定する文字、記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録)

第15条 当会社の新株予約権の取得者が新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載または記録することを請求するには、新株予約権の取得者とその取得した新株予約権の新株予約権者として新株予約権原簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務省令で定める場合には、新株予約権の取得者が単独で新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載または記録することを請求をすることができる。
- 3 当会社の新株予約権原簿は、当会社の指定する文字、記号により記載または記録するものとする。

(質権の登録および信託財産の表示)

第16条 当会社の株式または新株予約権につき質権の登録、変更もしくは抹消または信託財産の表示もしくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印したものを提出しなければならない。

(手数料)

第17条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第18条 当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称および住所を当会社に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(新株予約権者の住所等の届出)

第19条 当会社の新株予約権者および登録新株予約権質権者またはそれらの法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称および住所を当会社に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(基準日)

第20条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合には、代表取締役は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第21条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(招集権者)

第22条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

- 2 代表取締役に事故がある場合には、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

(招集通知)

第23条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第24条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

- 2 代表取締役に事故がある場合には、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。
- 3 取締役の全員に事故がある場合には、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第25条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第26条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面または電磁的記録を当会社に提出しなければならない。

(決議等の省略)

第27条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、当会社に保存する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第29条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第30条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第31条 取締役は、株主総会において解任する。

- 2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第32条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。
- 3 取締役の全員が同時に増員または補欠により選任された場合には、前項の規定は適用しない。

(補欠取締役)

第33条 会社法第329条第3項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

- 2 前項に規定する決議が効力を有する期間は、補欠の対象となる取締役の任期が当該決議後最初に開催する定時株主総会の終結のときまでである場合には、その定時株主総会の開始のときまでとする。
- 3 前二項に規定する決議が効力を有する期間については、株主総会の決議によりその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役および役付取締役)

第34条 当会社が取締役を複数置く場合には、取締役の互選により代表取締役を選定することができる。

- 2 当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。
- 3 取締役は、その互選により専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

(報酬等)

第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。

(除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

- 2 未払いの配当金には、利息をつけない。